

第十三号

徳島県商工労働関係手数料条例の一部改正について

徳島県商工労働関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年六月十一日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県商工労働関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県商工労働関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

徳島県商工労働観光関係手数料条例

第一条中「商工労働関係」を「商工労働観光関係」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（徳島県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

- 2 徳島県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例（平成三年徳島県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第九条第九項中「徳島県商工労働関係手数料条例」を「徳島県商工労働観光関係手数料条例」に改める。

提案理由

組織の再編に伴い、徳島県商工労働関係手数料条例について所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。